

支部ニュース

2023年6月 No.595

発行 自由法曹団東京支部

〒112-0014 東京都文京区関口 1-8-6

メゾン文京関口Ⅱ202号

TEL03-5227-8255 FAX03-5227-8257

郵便振替 00130-6-87399

- コラボ学習会・・伊久間勇星 1
- 「令和の地上げ」というほどではございませんが
～団本部・市民問題委員会へのお誘い～・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・西田 穰 3
- 豊田誠先生を偲ぶ・・白井 劍 5
- 歴史のリレーランナー活動を振り返る その1・・・・・・・・・・・・・・・・小池振一郎 10
- 新人紹介 労働者の権利や生活の安定を守りたい・・・・・・・・・・・・・・・・金 東煥 13
- 5月幹事会議事録・・14



Colabo 及び仁藤夢乃さんへの 誹謗・中傷・嫌がらせ・サイバーハラスメント問題

東京法律事務所 伊久間 勇星

＜今回の幹事会学習会では、東京支部団員で colabo・仁藤夢乃さん弁護団の伊久間勇星弁護士から一般社団法人 colabo 及びその代表仁藤夢乃さんに対する誹謗・中傷・嫌がらせ・サイバーハラスメント問題について、報告して頂きました。＞

1. colabo について

colabo は、新宿を拠点に、若年女性に対する各種支援をしている団体です。2011年に活動を開始し、2018年からは、あらたなアウトリーチ活動としてピンクのバスカフェも設置して、若年女性が気軽に相談に乗れる場を作ってきました。

コロナ禍の影響で、バイトの収入がなくなったり、ステイホームの影響で家族からの虐待を受けたりといった相談が後を絶たないそ

うです。生きづらさから家出を希望する女性を狙い、誘拐や性被害などの被害も増えているので、窓口で待つだけでなく、出会ってつながるというアウトリーチを重視しています。

自主事業として始まりましたが、若年女性支援事業のモデル事業として、都から委託を受けて実施していました。昨年度まではDV助成金も受給できていました。

2. 誹謗中傷の現状

発端は、暇空茜というハンドルネームの者が、colabo を攻撃し始めたことでした。一時的なシェルターにおけるイベント合宿の画像を取り上げて、「タコ部屋で詰め込まれ、不正受給」と言ったり、「1食2600円」もの食費で簡素な食事しか与えないなどのデマを、数えきれないほどばらまきました。

彼自身の動機は、ご当地二次元キャラクター「温泉娘」プロジェクトのキャラクターの設定を、仁藤さんが批判したことがあり、こうした二次元キャラクターファンの一員として、攻撃を始めたようでした。

youtube や note でも有料記事を出し、閲覧で稼いでいるという状況になりました。

3. 現実の妨害行為に発展

さらには、ネット上の言論のみならず、現実的な影響が起こるようになりました。

バスカフェの場所をばらされ、バスが傷つけられる、記事を見て支援をやめるといった影響です。

住民監査請求もされ、大半が否定されました。しかし一部は再調査が求められたことで、再調査すべきという結果を各種メディアが不正受給だったというトーンで書き、風評被害は甚大なものとなっていきます。

バスカフェには「凸」と言われる直接的な攻撃・妨害も始まりました。大声で暴言を浴びせたり、その様子を動画でアップしたり、「偵察」と称して盗撮したり、悪質な直接的妨害です。



さらには市議会議員やAV女優、ネットの右翼インフルエンサーなど、様々な人までもがバスカフェ近辺を訪れたり動画で取り上げるなどして揶揄するような行為をするようになっていきました。国会議員のなかにも、colaboの不正受給について、国会の問題でないにも関わらず質疑をする者まで出てきました。

こうした行動に対して、600メートルもの接近禁止令が出ましたが、この非常に広範囲な範囲が出たことから、この攻撃の重大性が認められたということだと思います。

4. 弁護団の対応

弁護団の対応は、住民監査請求や都に対する対応、直接的妨害者からの警備・撮影・法的措置、誹謗中傷者に対する発信者情報、誹謗中傷者にたいする提訴など、多方面から対応していますが、発信者情報などは多すぎて対応しきれない状況です。

5. ミソジニーによるマネタイズ

提訴された者は、訴訟を受けると、逆に被害者であることを訴えて、多額のカンパを集めているようです。そして、その資金で逆にいろいろな人を次々と提訴しています。弁護団員で提訴されている者もいます。

あからさまな差別発言をすると、炎上や支援者などで盛り上がり、結局は稼ぐことができってしまうという悪循環に陥っています。

6. 深刻な被害

colaboは、未だに深刻な被害を受けています。支援を受けている女性たちに支援が継続できなくなるおそれがあります。バスカフェもまだ再開できていません。

皆さんには、こうした実態を是非知ってほしい、そしてデマに打ち勝ってほしいと思います。

7. colabo 理事から

<その他、colabo理事の弁護士から、colaboに相談を寄せてきた女の子たちの支援について、子どもの代理人として動くことの重要性を話して頂きました。>

歌舞伎町やトー横キッズが生まれる背景には、親による虐待や不適切養育があります。

こうした子どもたちがSOSを発しているのだけでも、福祉が子どもを拒否する場面や、逆に子どもが福祉を拒否する場面に出くわします。そうした子どもに積極的に声をかけるのは、性的搾取までつながっているような、ホスト、スカウト、泊め男、買春男といった男たちです。

そういうホストに負けないような声掛けをしないと、と始めたのが、colaboのアウトリーチでした。

colaboは、支援者が女の子たちと信頼関係を築いたうえで、子どもの「保護を受ける権利」のために、子どもの代理人弁護士をつけます。

目標は、公費によって子どもの代理人弁護士をつけることができるようにすることです。

日弁連の委託援助制度を利用できますが、まだまだボランティアの域を出ない金額となっています。アメリカ、カナダでは、子どもの事務所が公費で作られていたりします。



弁護士だからこそできることがあります。それは、法的な知識を駆使して、行政と闘うべき時は闘う、ということだと思います。

人権のためにたたかうのだということを、あえて子どもに見せることが必要なときもあります。

これから colabo バスのを含めた、子どもの代理人活動をしたいと思うひとは、街を是非見てもらいたいと思います。そして、性的搾取も含めた人身売買のことも勉強してほしいと思っています。



「令和の地上げ」というほどではございませんが・・・ ～団本部・市民問題委員会へのお誘い～

東京東部法律事務所 西田 穰

1 担当した地上げ事案

先月、NHK「クローズアップ現代」という番組で、「追跡！令和の地上げ、求められる対策」というテーマを取り上げてもらいました。私は、番組で直接取り上げられた事件を担当していたわけではありませんが、かつて空屋に魚を吊るす等の同種の嫌がらせを受けた地上げ事件を担当していたことから取材を受け、団本部の市民問題委員会でも報告したので投稿します。

私がかつて担当した事件は以下のとおりでした。

東京都北区にある約300㎡の土地が、4区画分けられ、4人の借地人がそれぞれ建物を建てていました。うち3棟は戸建建物（住居）、あと1棟は木造2階建ての賃借用共同住宅（住戸数6住戸）として使用されていました。地主はもともと個人の方でしたが、この底地所有権をT建物という不動産業者が買い取ったことが事件の発端でした。このT建物は、4人の借地人に借地権付建物の売却を迫り、うち2人の戸建建物を所有していた借地人はそのT建物の売り渡し要求に応じて転居してしまいました。私に相談が来たのは、その後のことです。

私への相談者は、残る2人の借地人ではなく、この当該土地の隣地の所有者、そして上記賃借用共同住宅に居住していた建物の賃借人3名でした。相談の内容は、番組でも取り上げられている内容に近いものですが、立退きをして空屋となった2つの家のドアや窓が開けっ放しとなっており放火などが心配、空屋の屋根から生魚が吊られていて臭い、夜中12時に突然空屋の2階から音楽が流れはじめる、空屋の中にあったタンス等の家具やゴミが敷地に大量に投げ捨てられていて通行の邪魔である、空屋に落書き等がされ放題となっていて治安に不安がある、時々複数のガラの悪い男が空屋の中に入ったり、土地や目の前の通路にたむろっていたりすることがあり怖い、といったものです。

T建物は地上げ問題では有名な会社で、借地の底地所有権を低額で買い取っては、借地権の権利をきちんと把握していない借地人に対し、立退きをちらつかせて、高額での底地所有権の買取りか、借地権付建物の売り渡しをしつこく求めてくる業者です。こういった地上げ業者共通の特徴は、まずしつこく

借地人に会いに来るといところです。借地人の地代の振込みを認めず、地代は取りに来ると言い張り、地代の徴収という名目で、毎月会いに来るのです。多くの土地賃貸借契約書は賃料持参払いとなっており、振込による支払いを合意条項としていないことから、この「地代を取りに来る」要求を法的に拒絶するのはなかなか難しいところがあります（全く別件ですが、他の地上げ業者の案件で、依頼者が「地代を取りに来る」を拒否したところ、東京の借地であるにもかかわらず、持参払いを理由に本社がある大阪まで持ってくるように言われた事案を担当したこともあります）。

この手の事案は、一見して酷いことは明らかなのですが、直ちに確たる法的要求が構成しにくいという難しさがあります。ゴミも魚も落書きも音もすべて私有地内のものです。異臭・騒音の問題として構成は可能ですが、異臭・騒音構成の法的請求が容易でないことは弁護士なら分かるかと思います。実際、私の相談者は、私に辿り着く前に、役所にも、警察にも相談に行きましたが、軽犯法の適用を示唆されたものの結局何らの解決を図ることはできませんでした（一番真剣に話を聞いてくれたのが、放火を心配した消防署だったそうです）。

この手の事案のベストの対策は「直対」です。初手は受任通知の送付ですが、その後、直接業者に会う、現地を直接確認するは必須で、できれば相手にも現地に来てもらい直接苦情を言う、などが重要です。賃借人に弁護士が就いていること、それだけでなく、その弁護士がどのような人間なのかを地上げ業者に見せておくことが重要です。苦情を言ったところで、当然、業者は、ゴミも魚も落書きも音量もすべて自分たちではない、うちも困っていると言ってきます（実際、言われました）。そこを犯人性で勝負しないで、誰のせいではなく、この状態の放置はまずいでしょう、放置するならその点で責任がある、といった点を直接、礼節をもって伝えるのが良いと思います。向こうは、地上げ業者ですが、暴力団ではないですし、先ほど述べたとおり、法的に100%勝ちきることは容易ではありません。喧嘩するのが得策とは限りません。こっちは依頼者を救済できればいいのですから、嫌がらせが止めさせ、交渉の窓口を弁護士にして、上記の賃料取りに来る問題は今後弁護士のところに毎月取りに来るようにしてもらえば、依頼者の悩みの9割は解決します（それでも賃借人との面談や嫌がらせを強行してくる業者には仮処分を申請しますが、そこまで行かない事案がほとんどです）。あとは、毎月地上げ業者と顔を合わせて世間話をする業務が残るだけです。

この手の地上げ相談は、なくなるどころか、番組で取り上げてもらったとおり、地価の高騰もあってか、どんどん増えている印象があります。背景に「賃借人は所有者よりも立場が弱い」という「誤解」がこの国に蔓延していることもあるかと思います（さすがに、借地借家法を知らない弁護士はいないと思いますが、弁護士から、いい解決方法はなく、立退料の交渉した方がいいかのような「弱気」なアドバイスを受け、より弱気になってしまっていた相談者の相談を何度も受けています）。大阪の増田団員、東京の種田団員といった番組で取り上げられた弁護士でなくとも、全国各地で、こういった相談は多数あるのではないのでしょうか。

2 団本部・市民問題委員会へのお誘い

そこで、こういった立退きや不動産問題を議論する場として、団本部には市民問題委員会があります。かつてのバブル期にも地上げ問題など多くの市民に関する問題を取り上げてきた伝統ある市民問題委員会も、世代交代の流れと共に、今や瀬川委員長（東京・60期）、永田担当事務局次長（神奈川・66期）を中心に、少数精鋭で奮闘する（せざるを得ない）委員会となっています。現在、司法のIT化、マイナンバー、税務申告命令制度などなど、市民に直結する問題を取り扱っていますが、立退きをはじめ、不動産に関連する諸問題について、全国的な議論をし、団員が受任する民事事件にも役に立つ委員会にしていこうという話で盛り上がっています。全国からzoomで参加いただき、各地の不動産ト

ラブル問題などを共有してみませんか。次回市民問題委員会は、6月15日（木）午前10時～です。団本部の市民問題 ML に登録されている方は URL が流れますが、まだ市民問題 ML に登録をされていない方は、団本部の事務局の柴田さんに電話をして登録をしてもらって、是非ご参加下さい。

豊田誠先生を偲ぶ

東京あさひ法律事務所 白井 剣

豊田誠先生が他界なされた。入院先の都内の病院で、2023年3月16日18時17分のことだった。お目にかかることは、もう二度とない。そのことをぼくが素直に受け入れることができるようになったのは、つい最近のことだ。

〈経歴・事績〉

豊田誠先生は1935年9月26日秋田県に生まれた。1961年4月、弁護士としての歩みを始めた。

イタイタイ病が四大公害裁判の先陣を切って富山地裁で勝訴判決をかちとったのは1971年のことである。豊田先生は弁護士になってまだ10年だった。それなのに、弁護団を牽引する中心メンバーのひとりであり、全国の公害弁護団の中心的存在だった。翌年1972年1月7日、全国公害弁護団連絡会議（略称：公害弁連）が発足した。代表委員は3名（正力喜之助イ病団長、北村年彌四日市団長、渡辺喜八新潟水俣団長）、幹事長は近藤忠孝イ病副団長、そして事務局長が豊田先生だった。その後、豊田先生は、公害・薬害の被害救済、公害・薬害根絶のために、その生涯をささげてこられた。

イタイタイ病事件に取り組んだのち、スモン東京弁護団副団長、多摩川水害訴訟弁護団常任、水俣病東京弁護団副団長、水俣病全国連事務局長、ハンセン病東日本弁護団団長等々を務め、第11回東京弁護士会人権賞を受賞、さらに第25回久保医療文化賞を受賞した。また、公害薬害だけでなく、米軍潜水艦が引き起こした「えひめ丸事件」にも弁護団団長として取り組んだ。刑事事件でもいくつも無罪判決をとった。とくに著名な担当事件は石川県蛸島の冤罪事件「蛸島事件」であった。別件逮捕の違法性を追及。無罪判決をかちとる原動力となった。

そして、自由法曹団の団長を1997年から3年間務めた。

所属した事務所はつぎのとおり。当初、金沢市の梨木法律事務所（現：金沢合同法律事務所）。その後、旬報法律事務所に移籍。さらに、1986年1月、鈴木堯博先生、菅野兼吉先生とともに東京あさひ法律事務所を開設。その10年後、恵比寿で豊田誠法律事務所を開設した。

〈この人には神様が宿っている〉

突拍子もないことを言うやつだと思ひになるかもしれない。ぼくは若いころ豊田誠先生のことを、「この人には神様が宿っている」と本気で思っていた。弁護士4年目か5年目くらいまでずっとそうだった。そうとでも考えないと説明のつかないことが多すぎた。

たとえば、弁護団会議のレジュメを書く。手書きである。机の前に座ったかと思うといきなり、さらさらと書き始める。息つく間もなく書き続ける。ものの30分ほどである。見事なレジュメができあがる。たとえば水俣病問題の解決をどのように展望するのか。そういうとんでもなく大きなテーマがB4

いち枚にまとめられる。キングギドラのようなこの事件とどのように格闘するのか。判りやすい図をつかって説明されている。まるで天空高く駆上って世の中を鳥瞰するようなレジュメだった。

訴状も準備書面も内容証明もどれもみな、そんなふうだった。裁判所から神田の東京あさひ法律に帰ってくる。自分の席につく。すぐに執筆が始まる。ひと息ついてお茶を飲むとかだれかと駄弁っているとか、そういう場面を目にすることは皆無ではなかったかもしれないが、まずなかった。書き終えて、見直して、立ち上がって、事務局にワープロを指示する。どの書面も何十年かかたって逆立ちしたってぼくには書けそうもない。そう思わせる書面ばかりだった。かつて米国連邦最高裁のオリヴァー・W・ホームズ判事は机に向かって立ったままで判決を書いたと伝えられる。その話を聞いたときぼくは、ホームズ判事はきっと豊田先生みたいな人だったのだろうと思った。

もちろん、法廷での弁論も尋問も常に見事だった。集団事件だけではない。ごく普通の市民事件でもそうだった。弁論や尋問で豊田先生が口を開くとかならず、これまでだれも考えなかった方向から強い光が当たって、新たな地平が拓けた。

法律の書面にかぎられない。たとえばある地区労の發文書。1度だけだが、ぼくが書かねばならない發文書を豊田先生がぼくの目の前で代わりに書いてくれたことがあった。座って5分くらい考えていたかと思うと、さらさら書き始める。15分くらいでできた。もちろん水俣病事件に関する支援要請の文書である。そんなものだれが書いてもいっしょだろうと思うかもしれない。ところが豊田先生が書いたその發文書は、斬新で、パンチが効いていて、説得力があって、しかも何を求めているかが明瞭で、読む者の腹にストーンと落ちた。

〈あんなふうに仕事ができたらおもしろいだろう〉

自分の知り合いの裁判官に法廷で当たることは滅多にない。それでも10回くらいはそういう経験がある。N裁判官は修習先で指導してくれた裁判官だった。かれから裁判官室に呼ばれた。和解の打診だった。ぼくがひとりで代理人をしていたその事件は旗色が悪かった。話が終わって席を立とうとしたらN裁判官がいきなり豊田先生の話始めた。「白井くん。きみは豊田誠先生の事務所でしょ」と訊いた。そうですと言うと、裁判官は、「君は幸せだよ」と言った。N裁判官は豊田先生の事件を担当していた。その事件は、別の弁護士がやって最高裁まで争って敗訴が確定していた。その同じ事件を、再審ではなく、まったくの別訴で覆してしまおうという訴訟だった。「おもしろいんだ、法廷が」とN裁判官が言った。「あんなふうに仕事ができたらいいなあと思う。裁判官になって初めて、弁護士の仕事をおもしろいと思った。もちろん、事件の勝敗は別問題だよ。審理の途中なんだから。結論はぼくにも、まだわからない。でも、いいなあと思うんだ。ぼくも任官する前、弁護士になるかどうか迷った時期がある。当時ぼくの周りの弁護士のやっていることはみんなつまらなかった。もし豊田先生のような弁護士が周囲にひとりでもいたら、ぼくは裁判所なんかに入らないで絶対に弁護士を目指した。きみは幸せ者だよ」。しみじみとN裁判官はそう言った。

〈神業だ、天才だ〉

旬報法律事務所にいるとき、「豊田先生は相手方と電話で交渉しながら、まったく別の事件の内容証明を書きあげる。神業だ。天才だ」という噂をきいた。ぼくは1985年4月に弁護士になって、旬報法律事務所に入れていただいた。9カ月しかいなかったのに、その間に2～3度、事務局でそういう噂を聞いた。

そういう噂はもちろん豊田先生がいないところで囁かれた。でも、豊田先生は自分が「神業だ。天才

だ」と噂されていることを知っていたのではないかと思う。知りながら、そのことを面白がっていたと思う。

こんなことがあった。神田の東京あさひ法律に移ってからのことだ。豊田先生が自分の机に向かって内容証明を書いていた。そこに、それとは無関係の別の事件の相手方から電話がかかってきた。あの噂を思い出してぼくは豊田先生がどうするのか固唾をのんで見ていた。当時のうちの事務所の秘書たちは皆その噂を知っていたから興味津々で豊田先生のまわりに集まってきた。5分くらい、書面執筆と電話交渉の同時並行が続いた。豊田先生が突然立ち上がった。受話器をガチャンと置き、「だめだ。できるわけないよ、こんなこと」と言った。振り返って、みなが自分を見ていることに気づいて、豊田先生は大笑いした。

〈悩み抜いた結果の凝縮〉

この人は神様ではない。そうではなくて、並みはずれた努力をする人だ。その努力を特別なことと思わずに平気で続けることができる人だ。そんなふうになるようになったとき、ぼくは弁護士になって4年くらい経っていた。契機はいくつかあったと思う。いまの電話のこともそのひとつだ。

たとえば、こんなことがあった。横浜から神田に帰る電車のなかでのことだ。それまでぼくは豊田先生といっしょに電車に乗っても、隣の席が空いていても、豊田先生の隣に座らせてもらったことがなかった。かならずぼくとは違う車両にいき、ひとりで仕事をした。自分は嫌われているんじゃないか。長い間ぼくはそう疑っていた。ところが、そのときは豊田先生の隣に座ることができた。豊田先生はすぐにカバンの上に紙を拡げてなにか図を描き始めた。それを何度も描き直していた。京浜東北線で神田に着くまで7回か8回ほど書き直しの作業を続けた。

いっしょに事務所に戻ると、あと15分ほどで水俣病東京訴訟の弁護団会議が始まるころだった。すでに弁護士が何人か集まっていた。会議室で席に着くと、豊田先生はレジュメを書き始めた。20分ばかり一心不乱に書いていた。やがて、「白井くん。これを人数分コピーしてきてくれ」と言った。そのレジュメに描かれていた図は、さっきまで電車のなかで豊田先生がなんども書き直していた、その図だった。

弁護団の人たちに理解してもらうためにどうすればよいのか。どのように説明すればわかりやすくなるのか。豊田先生がさらさらと書くレジュメはじつは、そのように悩み抜いた結果が凝縮したものだった。そのことに気づいて、ぼくは脳天を直撃されたような気がした。

〈よく準備することだ〉

まだ豊田先生のことを神様が宿った人だと信じていたころのことだ。どうすれば豊田先生のようにすばらしい尋問をすることができるようになるのかと、直接に訊ねたことがある。いま思うと、馬鹿な質問をしたものだと自分でも思う。

豊田先生は、しばらく黙ってぼくの顔を見ていた。そして、「よく準備することだ」と言った。

「わかってまんがな、そんなこと」とぼくは思った。「そうやのうて、どう準備したらいいんでっかと、訊いてるんですよ」と言いそうになって、さすがにこらえた。弁護士になって2年目くらいだったと思う。情けないことに、そのときは豊田先生のおっしゃったことの意味がわからなかった。つくづく不肖の弟子だと思う。

それから36年が経ち、自分も経験を積んだ。何度も何度も失敗した。もちろん成功することもあった。次第に豊田先生がなぜそのように答えたのかがわかるようになった。と言うより、それ以外の答え

はないと思えるようになった。

〈努力だけは惜しまなかったね〉

1996年に豊田先生は東京あさひ法律を出て、恵比寿に個人事務所を構えることになった。話が具体化して、あと2、3か月しか豊田先生はいないという時期のことだ。豊田先生とふたりで事務所に残って遅くまで仕事をしていた。珍しく豊田先生がビールを飲みに行こうと行った。11年同じ事務所にご一緒した。でも、豊田先生とふたりだけで飲みに行くのはそれが初めてだった。ぼくは、これが最後の機会かもしれないと思って、長年胸に抱えていた疑問を豊田先生にぶつけた。豊田先生の法廷弁論はいつもすばらしい。どうすれば、あんなふうにするような弁論ができるようになるのか、と。

豊田先生はジョッキからひと口飲んで、そのままパイと横を向いてしまった。暫く黙っていた。ああ、また見当違いの質問をして豊田先生をあきれさせたのかと思って、ぼくは目をつぶった。そうしたら豊田先生の声が聴こえてきた。「梨木作次郎先生の法廷弁論はすばらしかった」と先生は話し始めた。「裁判長！と立ち上がって発言を求める。その場で考えたことを滔々と論じる。10分ほどの法廷弁論になる。わかりやすい。説得力にあふれている。そのうえものすごく迫力がある。裁判所も納得せざるをえない。しかも、突然なんの準備もなく話し始めたのに、構成がしっかりしていて、きちんとした文章になっている。どうしたらそういう弁論ができるのか。そう私は梨木先生に訊いたことがある」。そう言って、豊田先生はしばらく間をおいた。

「豊田くん、これだよ。梨木先生は鞆から取り出したものをポンと投げた。原稿の束だった。あちこちに修正の筆がはいって真っ赤になっている。何度も推敲を重ねて深夜までかかって原稿を確定する。それを徹夜で暗記する。空で言えるようになるまで覚えるんだ。梨木先生はそう言った。私も梨木先生を見習って努力してきた。努力だけは惜しまなかったね。ふんだんに努力した。でも、原稿の暗記まではできなかった。梨木先生の水準には及ばなかったということだなあ」。そう言って豊田先生は遠くを見るような眼をした。

〈恵比寿の豊田誠法律事務所〉

こういうとき豊田先生だったらどうするだろう。ぼくはよくそういうふうを考える。豊田先生が恵比寿に移ってから何度も事務所にお邪魔した。たとえば福島原発津島訴訟の弁護団事務局長にぼくがなったとき、公害弁連幹事長にぼくがなったとき、そして、難しい局面になったとき、その都度お電話して、お目にかかった。豊田先生はいつも明るく、活力にあふれていた。どんなに困ったときでも恵比寿駅を降りたつと、あの道の先のマンションに豊田先生の事務所があって、そこに行けば希望があり展望が拓ける。そういう気持ちになれた。

〈結びに替えて〉

思い出話は尽きない。まだまだ話したいことがたくさんある。でも、団から依頼をうけたときに言われた字数制限をとっくに超えて、その何倍も書いてしまった。このまま書き続けると、まだこの何倍にもなる。いくらなんでも、もうこのあたりで止さないといけない。

最後に、豊田先生が書いたものを引用して結びに替えたい。1997年4月に発行された公害弁連結成25周年記念論文集「公害環境理論の新たな展開」（淡路剛久・寺西俊一編集）の巻頭論文「公害裁判と人権～公害弁連25年のたたかい～」のなかで、豊田先生はつぎのように述べている。

「公害問題は、基本的には、加害者と被害者との対立を軸として発生する。国民世論がこれをどう受け

とめるか、行政や立法がどういう立場でどのように対応するかによって、公害問題の展開や帰趨が大きな影響を受ける。したがって、公害裁判もまた、加害者の姿勢はもとより、国民世論や立法・行政の動向と無関係に展開することはあり得ない。公害弁連やその加入弁護団が、弁護団会議のつど必ずといってよいほど、社会全体の情勢や個別の事件をとりまく情勢を分析し、情勢を切りひらく方針をうちたてようと努力してきたのは、このためであるといってもよい。

しかし、同時にまた、一つひとつの公害事件には、それぞれの顔があり、問題のもつ特徴がある。したがって、社会的情勢がどんなに不利で困難な局面にあっても、それゆえに、すべての公害裁判の活路が消え失せるものでもない。その問題のもつ特徴を生かして奮闘するならば、どんなに困難な局面でも打開し、勝利に結びつけることもできる。『情勢に負ける』ことは、闘わずして敗北することである。

たとえば、水害訴訟。1982年の大東水害最高裁判決が国の責任を否定して以来、水害はどの訴訟も枕を並べて討ち死にした。もう水害では国に勝てないと思われていた。豊田先生は多摩川水害訴訟弁護団で中心メンバーのひとりだった。訴訟は東京地裁で完勝した。ところが東京高裁は逆転敗訴だった。弁護団は諦めずに奮闘した。ほかの水害訴訟が敗訴を重ねるなか、ひとり多摩川水害訴訟だけは、1990年12月最高裁で再逆転勝訴（破棄・差し戻し）を勝ち取った。豊田先生は前記論文のなかで、「多摩川水害の特徴を把えて闘ったことが、水害訴訟の濁流のなかにあつて多摩川水害を勝訴させることができた要因である」と述べている。

大阪国際空港訴訟を四大公害裁判に加えて五大公害裁判と言う人もいる。大阪国際空港公害は、大阪高裁で午後9時以降の運行差止を勝ち取る大勝利をおさめ、最高裁でも小法廷では有利に進んでいた。最近発掘された団藤重光ノートによれば、小法廷は差止請求を認める原告勝訴判決を準備していたのに、当時の最高裁長官と前長官の両者の介入により大法廷回付となり、時の経過のなかで裁判官の顔ぶれが入れ替わり、大法廷判決で逆転敗訴となった。豊田先生は、「差止請求を排斥された大阪国際空港公害は、最高裁判決後の運輸省交渉で、運輸大臣に、『判決のいかんを問わず9時差止めを継続する』ことを約束させ、1984年大阪地裁において、『現在、大阪国際空港においては、午後9時以降発着するダイヤの設定は認めておらず、また当面、午後9時以降発着するダイヤを認める考えはありません』という『運輸省方針』を裁判所和解案に盛り込ませて、全面解決をはかった。裁判を軸にした運動が、最高裁大法廷判決をのりこえて、差止請求で勝訴したと同じ内容の成果をかちとったものであった」。

昨年、最高裁は原発で国の責任を否定し、諫早で確定判決を覆す、反国民的な政治的判決をだした。そういう情勢においても、1997年に書かれた豊田先生のこの論文が重要な示唆を与えてくれると思う。豊田先生の言葉は、4半世紀を経てもなお変わらず輝いている。これからも輝きつづけるに違いない。豊田誠先生のご冥福をこころからお祈り申し上げます。

【追記】

ことし2023年11月ないし12月初めころを目途に、「豊田誠先生を偲ぶ会」を企画したいと思っています。もっか実行委員会の準備会を立ち上げたところです。

(この記事は本部通信と共有しております)

歴史のリレーランナー 活動を振り返る その1

南北法律事務所 小池 振一郎

1974年東京法律事務所入所。松井繁明団員から、「要請されたら、逃げないこと」とアドバイスされ、それを愚直に実行して50年になろうとしている。

東京法律事務所時代は出版労連、民放労連などの労働事件が多かった。小島成一所長から、「判決を取るのには愚の骨頂。和解で勝て。」と言われ、10年間一般民事事件ではほとんどを和解で解決した。

要請を受けて1981年五反田法律事務所に移籍した。市来八郎所長から「専門分野は専門家に任せること」と、税理士、不動産屋などとの連携方法を教わった。移籍直後の区長選で、品川区役所の労働組合が作成した区長選候補者を応援するビラが公選法違反文書として組合事務所が捜索された。その主任弁護士となった。被疑者2名のうち1名が早朝自宅逮捕されたが、その日は他の1名はたまたま実家に帰っており自宅不在だった。警察から見れば行方不明で、引渡を求めてきた。こちらから引渡すのはいかなものかという意見があったが、逃げ切れるものではないし、そもそも公選法が憲法違反であり悪いことをしているのではない

ので応じることにした。但し、荷物整理のために職場に戻すが午後5時までは逮捕するな、と約束させた。職場に戻った当人は自分の机の上に立って、延々と弾圧の不当性を訴え、みんなに拍手で見送られながら連行されるという劇的な展開となった。逮捕された2人に毎日接見し、職場の寄せ書きを金網越しに見せて激励した。取調べでは、「弁護士がお前を差し出した。お前の味方ではないぞ。」と言われたそうだ。勾留理由開示公判を行い、神山啓史弁護士のデビュー戦となった。2名の釈放、不起訴を勝ち取ったが、この事件で弁護士接見の重要性を実感した。

監獄法改正として登場した警察拘禁二法案（1982年国会提出、1987年再提出）は、刑訴法上の接見交通権が施設管理権の名の下に制限され、代用監獄が警察監獄に格上げされるもので、容認できなかった。団東京支部の反対運動に参加していた時、二弁監獄法委員会にも入るようにと田中富雄団員から勧められた。弁護士会活動に本格的に関わるきっかけだった。日弁連拘禁二法案対策本部事務局にも入り、全国の団内外の弁護士たちと活動を共にする中で、団外にも信頼できる弁護士がたくさんいることに目を開かされた。

1987年団総会は警察拘禁二法案を団の最重要課題として決議し、私が団本部事務局長に就任した。団通信を<団の要>として最重要視し、トップ記事をどうするか、その後の順番をどうするか、毎号神経を使った。東京では、団活動と弁護士会活動に団員が分れる傾向にあったが、できるかぎり結びつける努力をした。



日弁連対策本部内には、「日本の恥を外国に晒すとは何事か。」という意見があり、日弁連が国際活動に関わることに消極的であったので、1988年『拘禁二法案に反対し代用監獄の廃止を求める市民センター』（加賀乙彦代表）を作り、国際人権自由権規約委員会に五十嵐二葉団員を派遣しロビー活動をした。市民センターの活動はその都度メディアに報じられた。悪法反対運動に国際的な光をあてれば、国内では一見少数のように見えても国際社会では多数であると確信でき、それが国内世論を動かすパワーにもなる。メディアも取り上げる。各国の進んだ刑事施設を見て、日本との人権感覚の落差に衝撃を受けた。団の国際活動の始まりでもあり、団が出版した『ザ・代用監獄』（白石書店1989年）を読んだ緒方靖夫さんが自らの盗聴事件について国際的に訴えるヒントとなった、と後に本人から聞かされた。

警察拘禁二法案は、1991年再々提出されたが、もはや推進側にエネルギーはなく葬り去ることができたⁱ。被疑者留置規定が改正され、警察接見が基本的に自由に夜間もでき、接見時間の制約もなくなったのは法案反対運動の成果であった。しかし、代用監獄は存続したままである。

代用監獄を廃止するためにも、代用監獄が捜査当局にとって意味がなくなるよう、刑事司法全体を改革する必要がある。私は、次なる日弁連活動に徐々に深入りしていくことになる。1989年日弁連刑事弁護センターが設置され、その制度改革小委員会事務局長として、運用改善と制度改革は車の両輪であると「アクションプログラム」と銘打ち、刑事司法改革の図式を描いた。1991年中坊公平日弁連会長に随行してジュネーブを訪れ、自由権規約委員会に日弁連報告書を提出した。この頃には、「日本の恥を外国に晒すとは…」という声はなくなっていた。日弁連の国際活動は拘禁二法案反対運動が切り開いたといえるだろう。

出版したばかりの『刑事司法改革 ヨーロッパと日本』（海渡雄一弁護士との共著・岩波ブックレット1992年）を20冊抱えて韓国の民弁を訪れ、日本の当番弁護士制度を紹介した。すると翌年、韓国に当直弁護士制度が実現したことには驚いた。この韓国訪問をきっかけに日韓法律家交流協会を梓沢和幸弁護士らと立ち上げた。韓国の代表的市民団体である参与連帯の朴元淳事務処長（後のソウル市長）が来日したときの感想を書いた「参与連帯の衝撃」（法と民主主義2000年12月号）が、後にソウルの参与連帯本部を訪れたとき、参与連帯を紹介する日本語資料として山積みされていたのを見て、また驚いた。

1993年、元日本テレビ労組委員長から、「日本テレビ昼のワイドショー『ザ・ワイド』をプロデューサーとして立ち上げるので、コメンテーターになってほしい。」と要請された。日本テレビ労組とは、解雇事件、アナウンサー配転事件、昇格差別事件などの代理人として長く付き合っていたが、「芸能ネタなど話せないし、興味もない。」と言って即座に断ったが、「別にそんなコメントは期待しない。」と言われた。気になって、坂本修団員や松井繁明団員に話したところ、「やるべきだ。でも妥協はするな。」と言われ、引受けることにした。団5月集会に坂本堤団員のお母さんが訴えに来た時、その場でワイドショーへの出演をお願いし、実現した。神戸の少年事件では、代用監獄でラーメンを目の前にして自白を強要された実例を紹介したところ、キャスターが、「知り合いに警察の方が何人もいるが、そんなことはやっていません。」と言い、私に「(コメントを)訂正した方がいいと思いますよ。」と迫った。私は、「国連の国際人権規約委員会が日本政府に対して、代用監獄は廃止すべきだと勧告しています。」と答えた。生放送中のハプニング。この模様は『噂の真相』（1997年9月、12月号）に大きく取り上げられたⁱⁱ。マスコミとは何か、裏側から見る貴重な5年間であった。その体験を著した『ワイド

以下に、筆者の論稿を掲げる。

ⁱ 『こんな警察にこんな法律を』—警察拘禁二法『自由法曹団物語 世紀をこえて』下巻 日本評論社2002年

ⁱⁱ 「弁護士コメンテーターとは—」法と民主主義2007年11月号

ショーに弁護士が出る理由』(平凡社新書 2001 年)を執筆する中で、表現の自由、出版の自由の大切さを実感した。

21 世紀に入り、裁判員 2 名・裁判官 3 名とする裁判員制度が立法化されそうになった。2 名では裁判員はお飾りに過ぎない。日弁連執行部から、裁判員 2 名に反対するための映画づくりを要請された。そこで脚本の差し替えなどに悩んだ末、コメンテーター仲間の市川森一・日本放送作家協会理事長に相談した。すると、NHK 大河ドラマ『山河燃ゆ』などの近藤晋プロデューサーを紹介してくれた。行きがかり上、私が日弁連サイドの事実上のプロデューサーとなり、近藤プロデューサーと私とのやり取りで映画作りの基本が進んだ。日弁連は、陪審制に近づけるために当初、裁判員 11 名、裁判官 1 名の映画を作るつもりだった。ところが、この映画の監督を引き受けてくれた石橋冠監督が、「11 名では多すぎて映画にならない。」とぼやいているという。市川さんが、「キリスト教には傲慢、嫉妬、暴食、色欲、怠惰、貪欲、憤怒の 7 つの大罪がある。それに悪魔をはめ込んで人物設定している。昔から傑作ドラマは、『7 人の侍』『7 人の刑事』『男女 7 人夏物語』などどれも 7 人だ。」と言う。それで私は即座に 7 人で OK した。また、「評議室での評議の場面は映像として面白くない。法廷を使うのはダメか。」と訊かれ、私は、法廷で評議するなんて、とんでもない注文をしてくるなと思ったが、その場で思いついて、「では、1 日は評議室、あと 1 日は評議室が雨漏りで使えなくなったことにしましょう。」と提案した。こうして法廷での評議シーンが撮影され、裁判長席に座った裁判員が「いい眺めですな。偉くなった気分です。」と述べたことに対して、裁判官役の石坂浩二さんが「私はそこに座って偉そうに見下ろしていたのかもしれない…」とつぶやく名シーンが生まれた。初の日弁連製作映画『裁判員～決めるのはあなた』が完成し、有楽町読売ホールでの試写会は、森山真弓法務大臣、最高裁判事、国会議員ら多数の参加で大成功した。日弁連は、全国の自民党後援会などで上映とシンポの集いを開いた。私は、田中敏夫団員や小林元治・現日弁連会長らと一緒に富山や鹿児島にも行き、司会を担当した。その集大成が日比谷公会堂で開かれた日弁連司法シンポだった。近藤プロデューサーと石坂浩二さんらをパネラーとして私が司会したが、超満員となった。後に、この映画で裁判員 2 名構想が潰れたとの声が権力筋から聞こえてきた。映画の 7 名から 1 名少なくなったが、<裁判員 6 名>が実現したⁱⁱⁱ。

(次号に続く)

ⁱⁱⁱ 「ドラマ『裁判員～決めるのはあなた』はこうして作られた」自由と正義 2003 年 8 月号

新人紹介

労働者の権利や生活の安定を守りたい

旬報法律事務所 金 東煥

1 自己紹介

はじめまして。旬報法律事務所に所属しております74期の金東煥と申します。私は、韓国で生まれ、7歳のころ、父親の仕事の都合で日本に移り住みました。日本に来た当初は全く日本語が話せず、友人とのコミュニケーションや小学校の簡単なテストでも大変苦勞しました。自分の氏名「きむどんはん」の字が上手に書けず、先生に赤ペンで氏名を修正してもらったこともありましたが（特に「ん」の字が上手に書けませんでした。今でも苦手です）。

その後は、周りの人たちに支えられて、何とか司法試験に合格し、中学生のころから興味があった労働法の世界に足を踏み入れました。

趣味は、スポーツ観戦と体を動かすことです。私の事務所では「旬報野球観戦部」という名の事務所非公式LINEグループがあり、事務所の先生と野球観戦に行くことが多いです。この前は、事務所の先生方とWBCの試合観戦をしてきました。また、最近司法修習生フォーラムからの付き合いで、Twitterでも活躍している、とある友人に影響されて週1でサウナに通い始めました。サウナの後に飲む「スーパーヤクマン」（ドリンクの名称です。）は最高です。



2 弁護士の志望した理由

私が弁護士を志した理由の1つは、外国人の労働問題に興味を持ったことです。私の父は、日本に来た当初、日本語を話すことができず、仕事で周りの人とのコミュニケーションに苦勞しているように見えました。中学生の頃の私は、そのような父の姿を見て、外国人は日本人と同じように権利が保障されているのかという疑問を抱きました。その後、技能実習生等の外国人の労働問題のニュースを目にし、外国人も日本人と同じように労働法の権利を行使できるように活動していきたいと思うようになりました。

現在の事務所では、外国人の労働問題も扱うことが多いです。外国人の方は、特に言語や立場の面で、使用者の違法な待遇に対して声を上げることが難しいのではないかと感じています。

私は、様々の労働問題の解決を通じて、日本で働く全ての労働者の権利や生活の安定を守る弁護士になりたいです。

3 自由法曹団と私の今後

正直な話、事務所に入所するまで自由法曹団という名前を聞いたこともなく、強い動機をもって、自由法曹団に入団したわけではありません。事務所に入所したと同時に自動的に入団することになり

ました。今でも、自由法曹団がどのような活動をしているのか、現状を把握できていないところもあります。今後の活動を通じて、自由法曹団のことを知れたらなと思っております。今年、自由法曹団の野球大会は事務所チームで参加出来たらと思います。そろそろ、大会に向けて練習を再開していきます。とりあえず、実家から野球のグローブを送ってもらうようにします。

今後とも、ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。



5 月幹事会議事録

日時：2023年5月30日(火)14時00分～

場所：自由法曹団本部+Zoom

1 報告

- (1) 5月1日メーデー
- (2) 5月3日2023憲法大集会
- (3) 5月20日～22日 本部5月集会
- (4) 東京憲法会議 4月28日15時～(横山事務局長)
憲法東京共同センター 5月12日10時30分～(横山事務局長)
- (5) 憲法審査会
宮澤次長が5月18日の憲法審査会に参加。
 - ・京大の大石教授と早稲田の長谷部教授から意見が出された。
 - ・議員の任期延長に関し、憲法改正をすることなく参議院の緊急集会で対応できる(緊急集会に70日ルールが定められているとはえない)、会期を延長するのは慎重との意見であった。
- (6) 入管法改悪問題
 - ・法務員会で採決され、5月31日にも成立してしまいそうであったが、本日の法務委員会の採決は見送り、明日以降に動きがあるだろう。緊張状態。
 - ・7000人規模のデモも行われた。今後の動き次第では**抗議声明を検討**
- (7) 福田村事件映画化に伴う問題について
青龍団員からの報告 劇場に抗議の電話が相次いで、劇場が上映を止めることも。
配給会社と連絡をとり、もう少し事情聴取継続

2 近々の日程

地域幹事会

7月21日(金)14時～17時 @東京南部法律事務所

3 憲法・平和(担当:和田次長)

東京憲法会議 次回

憲法東京共同センター 次回7月7日10時30分～(横山事務局長)

署名運動の取り組み「憲法改悪を許さない全国署名」。

4 労働・貧困(担当:宮澤次長)

・5月9日に裁判所の労働判例の企画に参加

ハラスメント窓口について

パワハラについての対応を継続議論

5 教育(担当:金子次長)

・足立区でも教育を考える会を立ち上げる予定。

・大田区では、役所で回覧ができたが、できなくなった。

- ・江東区では、閲覧時間が長くなったり、意見用紙を大きくするなど、教育委員会が意見を取り入れられた。足立での立ち上げでも参考に。
- 6 刑事治安・司法（担当：浅野次長）
 - ・救援会の会議に参加。各地で弾圧事件に関する審理開始が始まりそう。その関係で署名も呼びかけている。
 - ・7月に全国総会がある。各弾圧事件に関する取り組みや再審法改正、安保三文書関係の議論が行われる予定。
- 7 東京都政（担当：浅野次長）
 - ・世話人会議に出席。都知事選に向けて、野党共闘をどうするのかの含めて、運動を盛り上げていく必要があることを確認。6月7日の夜に連続学習会を開催予定。
- 8 サポート次長制度について
次回以降議論
- 9 サマーセミナーについて
8月25日～26日 @鎌倉（ハイブリッド開催）
講師選定を継続議論、サブ企画で再審問題を検討
- 10 東京支部50周年企画について
11月17日13時30分～ @如水会館
- 11 組織財務委員会関連
- 12 その他
セクハラ窓口のリーフレット改定版の披露
- 13 今後の日程
 - ★次回事務局会議 6月 7日（水）14時～17時
 - ★次回幹事会 6月29日（木）14時～17時
 - 8月25日～26日 サマーセミナー（@鎌倉）
 - 11月 2日 ソフトボール大会
 - 11月17日 団東京支部50周年
 - 2月22日～23日 団東京支部総会

お知らせ

2023年度 ソフトボール大会

2023年11月2日(木)

都立大井ふ頭中央海浜公園野球場でおこないます

9月より参加チーム募集を開始します。



全国弁護士グループの先生と職員の皆さまをお守りします！

全国弁護士グループ 「弁護士休業サポートプラン」

団体所得補償保険 + 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)

主な特長 (2つの制度共通)

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした団体割引25%
- ご加入手続きは簡単で、医師の診査も不要 ※告知書の内容によりご加入をお断りする場合があります。
- 国内外や業務中・業務外を問わずに補償し、保険金請求も簡単です！

対象期間は「1年」あるいは「2年」です。

【所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、月々の所得を1年間、または2年間補償します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害(認知症含む)による就業不能も補償します。
- 無事故のときは保険料の20%を返れいします。
- 支払対象外期間は4日と7日のいずれかをを選んでいただけます。
- 入院による就業不能時を手厚く補償するワイドプラン(入院による就業不能時追加補償特約)をご用意しています。この特約をセットすれば入院時は手厚い補償を受けられます。

<月払保険料表> スタンダードプラン(A型)、団体割引25%、保険期間1年、職種級別1級、支払対象外期間7日、精神障害拡張補償特約セット、天災危険補償なし
保険料単位：円(保険金額10万円あたり)

対象期間	1年	2年
満年齢		
満25～29歳	820	1,000
満30～34歳	1,010	1,250
満35～39歳	1,260	1,640
満40～44歳	1,570	2,110
満45～49歳	1,880	2,550
満50～54歳	2,170	3,010
満55～59歳	2,300	3,240
満60～63歳	2,420	3,430

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします。

【団体長期障害所得補償保険 (GLTD)】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、最長70歳まで長期に補償します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害(認知症含む)による就業障害も補償します。 ※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう物価指数の上昇に連動してインフレスライドさせてお支払いします。

<月払保険料表> 団体割引25%、保険期間1年、精神障害拡張補償特約セット、対象期間70歳まで、天災危険補償なし
保険料単位：円(保険金額10万円あたり)

支払対象外期間 満年齢	372日型		737日型	
	男性	女性	男性	女性
満25～29歳	994	875	950	843
満30～34歳	1,084	1,164	1,019	1,109
満35～39歳	1,342	1,712	1,253	1,636
満40～44歳	2,028	2,786	1,886	2,646
満45～49歳	3,050	4,132	2,844	3,887
満50～54歳	4,669	5,866	4,294	5,442
満55～59歳	6,370	7,012	5,702	6,303
満60～63歳	6,956	6,593	5,731	5,454

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

<取扱代理店>

株式会社宏栄 担当：大枝・西山・岩崎・竹田
〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3環本ビル3F
TEL：03-3405-0041 (全国弁護士グループ専用)
(受付時間：平日の午前10時00分から午後6時まで)

<引受保険会社>

損害保険ジャパン株式会社 団体・公務開発部 第一課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL：03-3349-5401 FAX：03-6388-0160
(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

(SJJ2-08407 2022年10月3日)